

「小規模事業資金」「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」

が使いやすくなりになりました!!

期間限定 平成21年12月1日

～平成22年3月31日

小規模事業資金の 小規模経営サポート資金

期間限定で

融資利率(固定)

1.55%

で利用いただけます。

返済期間

運転資金 5年以内

設備資金 7年以内

条件等

新たな事業資金の借入、
既存の小規模事業資金の借換も可能です

「小規模事業資金」「マル経融資」共通事項

融資限度額 **1,500万円**

無担保

無保証人

融資の対象

従業員20人(商業・サービス業5人)以下の
小規模事業者

津市内に主たる事業所を有し、1年以上事業を営んでおり、税金の未納がない事業所であって、当会議所の経営指導を6カ月以上受けている方。

融資にあたっては、貴社の経営内容をよくお聞きした上での実行となります。内容によってはお断りする場合もございますので、ご了承ください。

ご用意いただくもの

- 決算書
- 確定申告書
(直近2カ年分。決算後半年経過は試算表が必要)
- 金融機関からの借入返済一覧表

※その他、追加書類は後ほど、ご依頼致します。

資金使途

運転資金 仕入資金、買掛金、手形決済資金、
給与支払い、諸経費支払い

設備資金 工場・店舗改装資金、事業用車両購入資金、
機械・設備・什器の購入

※小規模事業資金については、3・5ナンバーの車両購入資金には利用できません。設備資金の場合は、見積書もご用意ください。

マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)

上記期間の申込者に限り、
最初の2年間分の、支払った利息
(0.5%分)が戻ってきます。

実質金利(2年間)

1.35%

現在の金利 三重県が0.5%の補助
= 1.85% - 0.5%
(12月9日現在) (補給分)

平成21年12月1日～平成22年3月31日までに
申し込まれ実行された事業所が対象です。

返済期間

運転資金 7年以内(据置1年)

設備資金 10年以内(据置2年)

**まずは
お電話ください**

津商工会議所 中小企業相談所

本所 津市丸之内29-14 ☎059-228-9141 宇陀
久居支所 津市久居本町1347-1 ☎059-255-2343 村田

